

美らネット 24 信用取引規定変更について

安藤証券株式会社

美らネット 24 信用取引規定を一部変更いたします。

「美らネット 24 信用取引規定」新旧対照表

下線部を追加・変更又は削除します。

新	旧
<p>第 2 条（信用取引口座設定の申込み）</p> <p>(1) お客様は、次の要件をすべて満たす場合に限り当社に対し美らネット 24 信用取引口座設定の申込みを行うことができるものとします。</p> <p>① すでに美らネット 24 証券総合取引口座を開設していること。</p> <p>② 未成年でないこと、及び、原則として満 70 歳以上でないこと。</p> <p>③ お申込み時点での金融資産の額、資金性格等に鑑みてその投資目的が、信用取引の商品性に照らした上でお客様自身が適切であると判断された場合にのみ申込みを行うこと。</p> <p>④ 信用取引口座設定後の取引開始基準として、最初の信用取引の際にあらかじめ当社の定める一定額以上の現金又は有価証券の差し入れが必要であることを承諾していること。</p> <p>⑤ 信用取引のご経験、又は、株式投資のご経験が充分あり、かつ、信用取引に関する知識があること。</p> <p>⑥ 信用取引制度、信用取引のリスクを理解し、本規定、「信用取引口座設定約諾書」、「契約締結前交付書面」及び「<u>包括再担保契約に基づく担保同意書</u>」の内容を承諾していること。</p> <p>⑦ インターネット利用環境が整っていること。</p> <p>⑧ 電話及び電子メールにより、常に直接連絡が取れる状態であること。</p> <p>⑨ 氏名、住所、電話番号、生年月日、職業（勤務先を含む）、電子メールアドレス等、当社の定める事項が正しく登録されていること。</p> <p>⑩ 信用取引に関する事項について、法令に定める電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により通知すること</p>	<p>第 2 条（信用取引口座設定の申込み）</p> <p>(2) お客様は、次の要件をすべて満たす場合に限り当社に対し美らネット 24 信用取引口座設定の申込みを行うことができるものとします。</p> <p>① すでに美らネット 24 証券総合取引口座を開設していること。</p> <p>② 未成年でないこと、及び、原則として満 70 歳以上でないこと。</p> <p>③ お申込み時点での金融資産の額、資金性格等に鑑みてその投資目的が、信用取引の商品性に照らした上でお客様自身が適切であると判断された場合にのみ申込みを行うこと。</p> <p>④ 信用取引口座設定後の取引開始基準として、最初の信用取引の際にあらかじめ当社の定める一定額以上の現金又は有価証券の差し入れが必要であることを承諾していること。</p> <p>⑤ 信用取引のご経験、又は、株式投資のご経験が充分あり、かつ、信用取引に関する知識があること。</p> <p>⑥ 信用取引制度、信用取引のリスクを理解し、本規定、「信用取引口座設定約諾書」<u>及び</u>「契約締結前交付書面」の内容を承諾していること。</p> <p>⑦ インターネット利用環境が整っていること。</p> <p>⑧ 電話及び電子メールにより、常に直接連絡が取れる状態であること。</p> <p>⑨ 氏名、住所、電話番号、生年月日、職業（勤務先を含む）、電子メールアドレス等、当社の定める事項が正しく登録されていること。</p> <p>⑩ 信用取引に関する事項について、法令に定める電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により通知すること</p>

に同意すること。

平成 25 年 4 月

付則

この改正は、平成 25 年 4 月 22 日から 施行する。

に同意すること。